

下記町有財産の売却処分について、阿見町財務規則（平成 3 年 4 月 1 日規則第 8 号）第 227 条及び阿見町普通財産一般競争入札実施要綱（平成 25 年 12 月 9 日告示第 207 号）第 4 条に基づき、次のとおり一般競争入札を行うので公告する。

令和 8 年 2 月 6 日

阿見町長 千葉 繁



1 売払物件

物件番号	土地の所在	登記簿地目	登記簿地籍 (㎡)	予定価格 (最低売払価格)
07-05	茨城県稲敷郡阿見町大字 実穀字寺子 1516-4	畑	282.00	3,609,000 円

※物件に関する登記数量、建ぺい率、容積率、工作物の有無などの詳細事項は、入札説明書やホームページに掲載されている物件調書を確認すること。

2 参加資格に関する事項

一般競争入札の参加者は、個人及び法人とする。ただし、次の各号に掲げる者は入札に参加することができない。また、代理人としても参加することはできない。

- (1) 地方自治法第 238 条の 3 に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する者で、当該各号に該当する事実があった日から 3 年を経過していないもの
- (4) 会社更生法(昭和 22 年法律第 172 号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと(再生手続き開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く)
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又は売払財産を暴力団の事務所若しくは活動の用に供しようとする者
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)に基づく処分の対象となっている団体若しくはその構成員又は売払財産を当該団体の事務所若しくは活動の用に供しようとする者
- (7) 国税、都道府県税又は市区町村税、を滞納している者
- (8) 阿見町普通財産一般競争入札実施要綱第 3 条第 1 項各号に掲げる提出書類に不備又は不正のある者

3 入札参加申込書等の配布期間及び場所

(1) 配布期間

令和 8 年 2 月 6 日（金）から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に
関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く）の午前 8 時 30 分から午後 5
時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 配布場所

茨城県稲敷郡阿見町中央 1-1-1

阿見町役場 2 階 都市計画課

次のホームページからもダウンロード可能である。

阿見町都市計画課ホームページ

<https://www.town.ami.lg.jp/0000015808.html>

4 入札参加申込書の受付

入札参加を希望する者は、普通財産一般競争入札参加申込書(様式第1号)を提出しなければならない。
なお、下記期日までにこの申込書及び添付書類を提出しない者は、この公告の入札に参加することができない。

- ・添付書類：(1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 国税、都道府県税、市区町村税における未納がないことの証明書(完納証明書)
(発行後3か月以内のもの)
- (3) 印鑑証明書(法人の場合：発行後3か月以内のもの)
- (4) 印鑑登録証明書(個人の場合：発行後3か月以内のもので個人番号の記載がないもの)
- (5) 商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(法人の場合：発行後3か月以内のもの)
- (6) 住民票(個人の場合：発行後3か月以内のもの)
- ・受付期間：告示日から令和8年3月4日(水)まで(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く)の午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- ・提出先：阿見町役場 産業建設部 都市計画課
- ・提出方法：直接持参により提出すること。(様式1号のみ2部提出)

5 入札執行(開札)の日時・場所等

- ・日時： 令和8年3月11日(水) 午前11時00分(物件番号07-05)
- ・場所： 阿見町中央一丁目1番1号
阿見町役場庁舎 3階 305会議室

6 入札執行(開札)方法等

- (1) 入札書は、代表者(個人の場合は本人)又は委任状(様式第3号)の交付を受けた代理人が持参するものとし、電話、電送及び郵便による入札は認めない。
- (2) 入札書は町指定の入札書を使用すること。
- (3) 入札に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、阿見町契約規則(平成12年阿見町規則第1号)の関係各条を遵守すること。
- (4) 提出した入札書の引換え、又は変更は認めない。
- (5) 入札をした者は、入札後、この公告、契約書案及び現場等について不明を理由として異議を申し立てることはできない。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者の入札
- (2) 指定した期日までに入札保証金を納入しなかったもの
- (3) 指定した日時までに入札書が提出されなかったもの
- (4) 入札価格が最低売払価格に達していないもの
- (5) 入札書を2通以上提出した場合のその全部の入札
- (6) 入札書の金額が訂正されているもの
- (7) 入札書の金額及び氏名を確認し難いもの
- (8) 入札書に記名押印がないもの
- (9) 入札書が鉛筆で書かれているもの
- (10) 入札に当たり不正行為があった者のした入札
- (11) 2人以上の代理人をした者の入札
- (12) 入札に関して担当職員の指示に従わなかった者の入札
- (13) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反した入札

8 落札者決定方法

- (1) 落札者は、開札した結果、最低売払価格以上の価格で、かつ、最高の価格をもって入札した者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじ引きで落札者を決定する。

(3) (1)の規定により決定した落札者について、阿見町普通財産一般競争入札実施要綱第12条の規定により落札が無効となったときは、当該落札者の次に高い価格をもって入札した者を落札者とする。

(4) (3)の規定は、(3)の規定により落札者となった者の落札が無効となった場合に準用する。

9 入札保証金に関する事項

(1) 入札期日の前日までに、入札参加者が見積もる契約金額の100分の5(1円未満切上げ)以上の入札保証金を町が発行した納入通知書により納付していただきます。

(2) 入札保証金は、開札完了後、落札者を除き、入札保証金還付請求書の提出により還付します。

(3) 落札者の入札保証金は、売買代金の一部に充当します。

(4) 入札保証金を返還する場合は、利子を付しません。

10 売買代金の納入方法

(1) 落札者は、契約日の翌日までに売買代金の100分の10以上(1円未満切上げ)に相当する額の契約保証金を、町が発行する納入通知書により納付していただきます。

(2) 契約保証金は、売買代金の一部に充当します。

(3) 売買代金(入札保証金及び契約保証金として納付した金額を除いた金額)を、町が発行する納入通知書により契約締結後30日以内に一括して納めていただきます。

11 現場説明会

実施しない。

12 その他

(1) この公告内容に関連するすべてのことについては、阿見町普通財産一般競争入札実施要綱に基づき行う。

(2) 売買代金その他、契約書貼付の収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、契約に必要な一切の費用は、落札者の負担とする。

※その他詳細不明の点については、次に照会のこと。

阿見町役場 産業建設部 都市計画課 計画係

電 話 029-888-1111 内線236

FAX 029-887-9560